

清瀬第六小学校に在籍している間の保管をお願いします。

PTA 会則・細則

保 存 版

(令和 5 年度改正版)

清瀬第六小学校 P T A

清瀬の学校教育がめざすもの

『当たり前のことが 当たり前にできる教育の実現』

当たり前のことができる学校

子供を賢くし、健康な体をつくり、豊かな心を育むことで
社会で自立していく力を育てる。

当たり前のことができる家庭

子供にたくさん愛情を与え、たくさん会話をし、毅然として駄目なものは駄目と言い
一日一つ良い所をほめ、懸命に生きている姿勢を表しつつも、子供をしっかり見守る。
漢字の親は高い木の上に立って子供を見守る。木と立と見の3つの字から作られている。

当たり前のことができる地域

親でもない、教師でもない「第三の大人」として社会のルールを教えるとともに
清瀬に生きる喜び、誇りを後ろ姿から学ばせる。

会 則

第 1 章	名称及び所在地
第 2 章	目的及び活動
第 3 章	組 織
第 4 章	本部役員
第 5 章	機 関
第 6 章	総 会
第 7 章	役員会
第 8 章	運営委員会
第 9 章	クラス広報委員会
第 10 章	学年会
第 11 章	学級会
第 12 章	地区委員会
第 13 章	総委員会
第 14 章	経 理
第 15 章	会計監査
第 16 章	対外活動への加盟
第 17 章	附則

細 則

第 1 章	会 計
第 2 章	慶 弔
第 3 章	委任状
第 4 章	運営委員会
第 5 章	地区委員会
第 6 章	本部役員
第 7 章	ベトレーム学園
第 8 章	クラス広報委員会
第 9 章	総委員会
第 10 章	免除特権

附 則

個人情報取扱規則

会 則

第 1 章 名称及び所在地

第 1 条 この会は、清瀬第六小学校 P T A といい、この会の事務所を清瀬第六小学校に置く。

住所 : 東京都清瀬市梅園 2 丁目 9 - 4 5

電話番号 : 042-493-4316

第 2 章 目的及び活動

第 2 条 この会は、児童の保護者と教職員が協力して、家庭・学校・地域における児童の幸福な成長を図ることを目的とする。

第 3 条 この会は、前条の目的を達成する為に学級と地域を基礎として次の活動をする。

(1) 児童の保護者と教職員の緊密な連絡によって、児童の生活と体位を向上させる活動

(2) 児童の福利厚生を図り、生活環境を良くする活動

(3) 会員の教養を高め、相互の親睦を図る活動

(4) 公教育を充実させる諸活動

第 3 章 組 織

第 4 条 この会の会員は、清瀬第六小学校児童の保護者と教職員をもって組織する。

第 5 条 この会の会員は、全て平等の権利と義務をもち、民主的な運営をする為に努力する。

第 4 章 本部役員

第 6 条 この会には、次の本部役員をおく。

(1) 会 長 1 名

(2) 副会長 4 名 (内 1 名副校長)

(3) 会 計 3 名 (内 1 名教職員)

(4) 書 記 3 名 (内 1 名教職員)

(5) 対 外 若干名

但し、本部役員は他の委員及び会計監査を兼ねる事は出来ない。運営委員会において本部役員数の変更及び欠員の補充等をする事ができる。

※本部役員の人数は立候補者により、増員になる場合があります。

第 7 条 本部役員の任務

(1) 会 長 この会を代表し、会務をまとめ、総会等を招集する。

(2) 副会長 会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。

(3) 会 計 現金出納及び会計に関する一切の事務処理を行う。

(4) 書 記 会計事務を除く一切の事務処理を行い、記録・通信・その他の書類の保管・整理をし、この会の各種活動に関する庶務を行う。

(5) 対 外 各種対外活動に関する庶務を行う。

第 8 条 本部役員の選出

(1) 本部役員は、会員の立候補及び推薦により選出する。

(2) 本部役員の選出は、クラス広報委員が執り行う。

(3) 教職員から出る本部役員は、教職員によって選出する。

- 第 9 条** 本部役員の任期
本部役員の任期は1年とし、再任を妨げない。但し、補充本部役員の任期は前任者の在任期間とする。

第 5 章 機 関

- 第 10 条** この会を運営するために次の機関をおく。
- | | | | |
|--------|--------|----------|-------------|
| 1. 総会 | 2. 役員会 | 3. 運営委員会 | 4. クラス広報委員会 |
| 5. 学年会 | 6. 学級会 | 7. 地区委員会 | 8. 総委員会 |

第 6 章 総 会

- 第 11 条** 総会は、この会の最高議決機関であって、全会員をもって構成され、毎年4月に会長が開催し、次の事項を審議決定する。
- (1) 会務報告
 - (2) 決算と予算及び事業計画の承認
 - (3) 本部役員及び会計監査の選任
 - (4) 会則の制定及び変更
 - (5) 運営委員会で総会に付する事を認めた事項
 - (6) その他の重要事項
- 但し、通知・資料は総会の数日前までに配布する。
- 第 12 条** 総会は、会員の5分の1以上の出席で成立し、議長はその都度決め、議事は、出席会員の過半数をもって決定する。
- 第 13 条** 臨時総会
運営委員会が必要と認めた時、または会員の5分の1以上の要求があった時は、臨時に総会を開かなければならない。

第 7 章 役員会

- 第 14 条** 役員会は、本部役員と各委員会の委員長をもって構成し、運営委員会に提出する議案を検討する。また、緊急な事項については、役員会の協議により処理し、運営委員会に報告、その承認を受ける。

第 8 章 運営委員会

- 第 15 条** 運営委員会は、総会に次ぐ議決機関で、本部役員・各委員会正副委員長・クラス広報委員をもって構成し、定例会を持ち、必要に応じて開催する事ができる。
- 第 16 条** 運営委員会は、会長が開催して次の事を行う。
- (1) 総会からの委任事項
 - (2) 各種委員会の連絡・調整
 - (3) 役員会の報告と承認
 - (4) 総会に提出する議案の作成
 - (5) 予算原案の作成
 - (6) 会則についての検討・確認
 - (7) その他の必要事項
- 第 17 条** 運営委員会は、構成員の過半数以上の出席で成立し、議事は、出席者の3分の2以上をもって決定する。

第 9 章 クラス広報委員会

- 第 18 条** クラス広報委員会は、全学年の交流を図る連絡調整機関とする。広報誌『うめぞの』の発行を行うと共にその他広報活動を行う。クラス広報委員会運営の為、クラス正副委員長と広報・選出正副委員長を互選する。学校側より担当の教員をおく。

- 第 1 9 条** クラス広報委員会は本部役員の候補者を選出し、総会において承認を得る。選出方法等は細則による。

第 1 0 章 学 年 会

- 第 2 0 条** 学年会は、学年ごとのクラス広報委員と学年担当教員をもって構成し、各学年 1 名の学年委員を互選する。学年委員に事故ある時は、協議によって他の者が代行する事ができる。
- 第 2 1 条** 学年会は、学年ごとに常に緊密な連携を図り、運営委員会の報告と決議事項の実践活動をすると共に、学年の自主的な活動を行う。
- 第 2 2 条** 学年委員は、学年における活動を運営委員会に報告すると共に、必要ある時は、学年会を開催してその議長となる。

第 1 1 章 学 級 会

- 第 2 3 条** 学級会は、担当教員と 2 名の委員をもって構成する。委員は 2 名のクラス広報委員とする。但し委員は兼任しない。
選出については、細則で定める。
- 第 2 4 条** 学級会は、常に担当教員と会員との緊密な連携を図り、学級の実践活動を行う。クラス・学年活動は、必要に応じて実行委員会方式で行うことができる。

第 1 2 章 地 区 委 員 会

- 第 2 5 条** 地区委員会は、班毎の相互間において常に緊密な連携をとり、運営委員会の報告と決議事項の実践活動を行う。地区委員会運営の為、委員長 1 名・副委員長 3 名（梅園・野塩・竹丘各 1 名）を互選する。但し、増員の必要ある時は、地区委員会に一任する。学校側より担当の教員をおく。
- 第 2 6 条** 各地区班は、各班の児童・保護者と担当教員をもって構成し、班毎に若干名の地区委員を選出する。地区委員は、班の自主的な活動を行うと共に、交通安全対策など学区児童の生活環境を良くするよう努め、地区班内の児童・保護者の親睦と他地区との交流発展を図る。

第 1 3 章 総 委 員 会

- 第 2 7 条** 総委員会は、本部役員と全ての委員をもって構成し、各委員会の運営を円滑にする事を目的として、会長が開催する。
- 第 2 8 条** 総委員会は、各委員会の正副委員長を選出する。

第 1 4 章 経 理

- 第 2 9 条** この会の活動に関する経費は、会費及び他の収益金によって支弁される。
- 第 3 0 条** 会費は、1 家庭月額 1 2 5 円とする。但し、特別の事情のある家庭は、役員会の協議によって免除する事ができる。
- 第 3 1 条** この会の会計年度は毎年 4 月 1 日から始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わる。

第 1 5 章 会 計 監 査

- 第 3 2 条** この会の経理を監査する為に 2 名の会計監査を置く。
- 第 3 3 条** 会計監査は、この会の経理の状況を監査して総会に報告する。

第 3 4 条 会計監査は、前年度の運営委員の中より互選し、総会において承認される。
但し、新年度の本部役員・その他の委員を兼ねる事はできない。

第 1 6 章 対外活動への加盟

第 3 5 条 本会は、下記団体に加盟し、会費の分担及びその活動に参加協力する。
(1) 清瀬市内 1 4 校 P T A ・保護者会等連絡協議会
(2) 清瀬市青少年問題協議会
(3) 清瀬市サタデースクール運営委員会
(4) その他必要と認められる活動

第 1 7 章 附 則

第 3 6 条 この会の会則は、総会において出席会員の 3 分の 2 以上の賛成がなければ改正する事はできない。

第 3 7 条 この会の運営上、必要な細則及びその他の事項は、本則に反しない限りにおいて、運営委員会の議決を経て定める事ができる。

第 3 8 条 運営委員会は、細則を制定し、改廃した時は、その結果を全会員に報告しなければならない。

第 3 9 条 学校長は、どの会合にも出席する事ができる。

第 4 0 条 この会則は、令和 5 年 4 月 1 日より実施する。
ただし、令和 5 年度の P T A 役員・P T A 委員の選出活動についてこの会則に基づいて行う。

1 9 8 8 年 (昭和 6 3 年)	4 月 2 4 日改正
1 9 8 9 年 (平成 元 年)	4 月 2 2 日改正
1 9 9 0 年 (平成 2 年)	4 月 2 1 日改正
1 9 9 2 年 (平成 4 年)	1 1 月 2 8 日改正
1 9 9 4 年 (平成 6 年)	4 月 3 0 日改正
1 9 9 5 年 (平成 7 年)	4 月 2 8 日改正
1 9 9 6 年 (平成 8 年)	4 月 3 0 日改正
1 9 9 7 年 (平成 9 年)	4 月 1 9 日改正
1 9 9 8 年 (平成 1 0 年)	4 月 1 8 日改正
1 9 9 9 年 (平成 1 1 年)	4 月 1 7 日改正
2 0 0 1 年 (平成 1 3 年)	4 月 2 1 日改正
2 0 0 5 年 (平成 1 7 年)	4 月 2 3 日改正
2 0 0 6 年 (平成 1 8 年)	4 月 2 2 日改正
2 0 1 1 年 (平成 2 3 年)	4 月 2 3 日改正
2 0 1 1 年 (平成 2 3 年)	1 0 月 1 5 日改正
2 0 1 2 年 (平成 2 4 年)	4 月 2 7 日改正
2 0 1 2 年 (平成 2 4 年)	1 0 月 2 7 日改正
2 0 1 3 年 (平成 2 5 年)	4 月 2 0 日改正
2 0 1 5 年 (平成 2 7 年)	4 月 1 8 日改正
2 0 1 7 年 (平成 2 9 年)	4 月 2 2 日改正
2 0 1 9 年 (令和 元 年)	5 月 1 1 日改正
2 0 2 1 年 (令和 3 年)	5 月 2 5 日改正
2 0 2 2 年 (令和 4 年)	4 月 2 3 日改正
2 0 2 3 年 (令和 5 年)	5 月 2 0 日改正

細 則

第 1 章 会 計

- 第 1 条** 会計は、議決を調整し、出納の閉鎖後すみやかに支出伝票・帳簿・証拠書類と併せて会長に提出しなければならない。
- 第 2 条** 会計は、決算を総会において報告しなければならない。
- 第 3 条** 会計年度において、決算上、余剰金の生じた時は、翌年度の歳入に編入しなければならない。
- 第 4 条** 会計に異動のあった時は、前任者は、預金・預金通帳等一切の書類を添え、後任者に引き継ぐものとする。

第 2 章 慶 弔

- 第 5 条** 祝金 3,000円
対外活動について行う。
- 第 6 条** 死亡香典 5,000円
児童について行う。その他特別な事情ある時は、その都度役員会において協議の上行い、運営委員会に報告する。
- 第 7 条** 見舞金 3,000円
年1回を限度とし、児童が連続2週間以上入院した場合について行う。
その他特別な事情ある時は、その都度役員会において協議の上行い、運営委員会に報告する。

第 3 章 委任状

- 第 8 条** この細則は、機関（総会・運営委員会）における会の成立を目的とする。
- 第 9 条** 総会・運営委員会に出席できない会員及び構成員は、委任状により出席を代行する事ができる。（別添 委任状様式による）

第 4 章 運営委員会

- 第 10 条** 原則として、年6回開催する。但し、実施回数については、必要に応じて調整する事ができる。

第 5 章 地区委員会

- 第 11 条** 委員長の選出された地区班については、必要に応じて委員を補充する事が出来る。

第 6 章 本部役員

- 第 12 条** 会長・副会長・会計・書記・対外の本部役員と各正副委員長に対し活動費を支給する。

第 7 章 ベトレヘム学園

- 第 13 条** 会費は学園内の寮舎を一家族として集金する。ただし転出の場合、返金処理は行わない。
- 第 14 条** 役員選出は学園を一家族とし、学園施設長が推薦する職員 1 名とする。対象職員は学園の児童が在籍する最高学年（次年度の選出に限り 6 年を除く）より選出し、最高学年に複数名在籍する場合、クラスは学園施設長に一任する。

第 8 章 クラス広報委員会

- 第 15 条** 役員・委員の選出
- (1) クラス広報委員は、翌年度の本部役員、クラス広報委員の選出を執り行う。本部役員候補者選出後に役職決定（互選会）を補助する。
 - (2) 各クラスよりクラス広報委員 1 名が選出担当となり、広報・選出正副委員長を中心に選出を執り行う。本部役員および教職員 1 名、同クラス広報委員は選出を補助する。
 - (3) 役員・委員の選出は、会員の立候補、会員の推薦、その他クラス広報委員会が定めた方法で行う。
 - (4) 役員・委員の人員は、本部役員が各クラス 1 名、クラス広報委員が各クラス 2 名を原則とする。
- 第 16 条**
- (1) 役員・委員の選出は原則 1. 本部役員 2. クラス広報委員 3. 地区委員の順で決定するものとする。
 - (2) 本部役員、クラス広報委員の選出においては、地区委員に内定していても選出の対象となる。地区委員は、本部役員、クラス広報委員決定後に確定する。

第 9 章 総委員会

- 第 17 条** 各委員長選出は、新 1 年生（第 1 子）の委員、および本年度転入生の委員を除く。

第 10 章 免除特権

- 第 18 条** 会長経験者は、全ての役員選出を永年免除とする。
- 第 19 条** 本部役員・各委員会正副委員長経験者は、その役職を務めた子での役員選出の 2 巡目を免除とする。
- 第 20 条** 2 巡目にかかる委員については、委員長選出のくじを免除する。但し、立候補は妨げない。
- 第 21 条** 転入者の保護者は、初年度本部役員を免除する。

1990年（平成2年）	4月21日改正
1991年（平成3年）	4月27日改正
1992年（平成4年）	11月28日改正
1994年（平成6年）	4月30日改正
1995年（平成7年）	4月28日改正
1996年（平成8年）	4月30日改正
1999年（平成11年）	4月17日改正
2001年（平成13年）	4月21日改正
2005年（平成17年）	4月23日改正
2006年（平成18年）	4月22日改正
2009年（平成21年）	4月25日改正
2010年（平成22年）	12月11日改正
2011年（平成23年）	3月11日改正
2012年（平成24年）	2月1日改正
2012年（平成24年）	3月10日改正
2012年（平成24年）	10月27日改正
2013年（平成25年）	4月20日改正
2015年（平成27年）	4月18日改正
2017年（平成29年）	4月22日改正
2017年（平成29年）	10月14日改正
2019年（平成31年）	1月19日改正
2021年（令和3年）	5月25日改正
2022年（令和4年）	4月23日改正

附 則

清瀬第六小学校PTA 個人情報取扱規則

(目的)

- 第1条 清瀬第六小学校PTA（以下、「本会」という）が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA会員名簿及びその他の個人情報データベース（以下、単に「個人情報データベース」という）の取扱いについて定めるものとする。

(責務)

- 第2条 本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

- 第3条 本会における個人情報データベースの管理者は、PTA会長とする。

(取扱者)

- 第4条 本会における個人情報データベースの取扱者は、PTA本部役員および各委員長とする。

(秘密保持義務)

- 第5条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

- 第6条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、清瀬第六小学校より提供を受ける。なお、要配慮個人情報などを収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。

(利用)

- 第7条 取得した個人情報は、次の目的のために利用する。
(1) 会費集金、管理、連絡、その他の文書の送付
(2) 会員名簿、委員会名簿、地区班編成名簿の作成

(利用目的による制限)

- 第8条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

- 第9条 個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適性に管理する。不要となった個人情報は管理者立会いのもとの、適正かつ速やかに回収廃棄するものとする。

(保管及び持ち出し等)

- 第10条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。

また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

(第三者提供の制限)

第 11 条 個人情報には次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要がある場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第 12 条 個人情報を第三者（前条第 1 号から第 4 号の場合及び都、市役所、区役所を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供する対象者の氏名
- (3) 提供する情報の項目
- (4) 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第 13 条 第三者（前条第 1 号から第 4 号の場合及び都、市役所を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供を受ける対象者の氏名
- (4) 提供を受ける情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）

(情報開示等)

第 14 条 本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第 15 条 個人情報データベースを漏えい等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに P T A 会長（管理者）に報告する。

(研修)

第 16 条 本会は、取扱者に対して、定期的に、個人データの取扱いに関する留意事項について、鞭撻、研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第 17 条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改正)

第 18 条 本会の「清瀬第六小学校 P T A 個人情報取扱規則」は、総会において改正する。

附則

本規則は、令和元年 5 月 11 日より施行する。

(別 添)

委 任 状		(その二)
年 組	役職 ()	
氏名		印
月 日の運営委員会に出席できませんので、 議事の全てを議長に一任致します。		
令和 年 月 日	清瀬第六小学校PTA 運営委員会議長殿	

委 任 状		(その二)
年 組	役職 ()	
氏名		印
総会に出席できませんので、 議事の全てを議長に一任致します。		
令和 年 月 日	清瀬第六小学校PTA総会 総 会 議 長 殿	